宿泊施設概要チェックリスト

(別紙３)

（別添プログラム５（４）参照）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設の現状を記載※該当する場合は☑をすること。 |
| １．宿泊環境（②はチェック覧の横に使用予定場所を具体的に記載） |
| ①受動喫煙防止対策 | □ |  |
| ②集団指導の場所 | □ |  |
| ③個室希望への対応 | □ |  |
| ２．食事の提供 |
| ①食事指導の場所の確保 | □ |  |
| ②食事に関する保健指導内容との連動 | □ |  |
| ③栄養価計算への協力 | □ |  |
| ④地元食材の活用等の特色のある食事 | □ |  |
| ⑤「健康な食事」の食事パターンに関する基準に準拠した食事の提供 | □ |  |
| ３．運動環境（①及び③はチェック覧の横に使用予定場所等を具体的に記載） |
| ①運動指導の場所の確保 | □ |  |
| ②運動・身体活動に関する保健指導の内容との連動 | □ |  |
| ③悪天候時の代替プラン･運動場所の確保 | □ |  |
| ４．試行事業実施者との連携  |
| ①類似事業の実施 | □ |  |
| ②事業終了後の継続 | □ |  |

**【参考；別添「宿泊型新保健指導プログラム」５（４）の抜粋】**

５．宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムについて

（４）宿泊施設等

１）実施意欲の高い宿泊施設の選定

　　・宿泊施設向けの研修等に参加する施設であり、試行事業の実施者に必要な情報を確実に提供し、連携体制を構築する施設であること。

　　　　・試行事業終了後も継続的に取り組む意欲のある施設が望ましい。

２）宿泊環境の整備

　　・受動喫煙防止対策が整備されていることが望ましい。

　　・会議室や座敷など、集団指導が可能なスペースを保有していること。

　　・個室希望などに対応できることが望ましい。

３）食事の提供

・食事は、食事に関する保健指導の内容と連動して提供することとし、管理栄養士等が栄養価計算を行うためのレシピの提供などに協力的であること。

・地元の食材や料理長の技・アイデアを十分に生かしつつ、「健康な食事」の食事パターンに関する基準※に準拠した食事の提供が1日1食程度は確保できること。

　　※日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会において策定。「健康な食事」の食事パターンは、日本人の食事の特徴である料理の組合せを基本とするものであり、食事摂取基準における主要な栄養素の基準値を満たし、かつ現在の日本人の食習慣を踏まえた、１食当たりの料理の組合せの基準となっている。詳細は以下URLのとおり。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059933.html>

４）運動環境

　　　　・運動・身体活動に関する保健指導の内容と連動し、身体活動を増やせる取り組みを保健指導実施者と連携して準備することが望ましい。

・天候が悪い場合に屋内でできる代替プランや、運動できる場所の確保が必要である。